

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日には、
当たる日は休日とする)

目次

◆規則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 指定金融機関等の支払」を「第七節 指定出納取扱店等の支払」に改める。

第二条に次の四号を加える。

四 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)の事務の取りまとめを行うものとして知事が指定したものを行う。

五 出納取扱店 指定金融機関及び指定代理金融機関の店舗をいう。

六 指定出納取扱店 出納取扱店で本庁又は解に所属して直接その事務を取り扱うものとして知事が指定したものを行う。

七 収納取扱店 収納代理金融機関の店舗をいう。

第三条第一項中「歳入の徴収」の下に「(歳入の原因となる契約を含む。次項及び次条において同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 前項の事務手続のうち歳入の徴収及び支出負担行為の手続を行うときは、事前に出納長に協議しなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第四条第一項中「(歳入の原因となる契約を含む。)」を削る。

第七条を次のように改める。

(使用印鑑の通知)

第七条 出納長及び出納員は、その使用する印鑑を指定出納取扱店に通知しなければならない。

2 統轄店は、その使用する印鑑を出納長に届け出なければならない。

3 出納取扱店及び収納取扱店は、その使用する印鑑を統轄店を経由して出納長に届け出なければならない。

4 指定出納取扱店は、その使用する印鑑を出納長又はその所属する解の出納員に届け出なければならない。

第十一條及び第十五条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第二十一条第三項中「歳入金を」の下に「前二項の規定により」を加え、同条第四項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に、「つ度」を「都度」に改め、同条第五項中「出納員又は分任出納員が指定金融機関等に払込みをした現金の」を「第三項の規定による」に改める。

第二十二条の見出し中「払い込み」を「払込み」に改め、同条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第二十三条第一項中「所属の」を「当該」に改める。

第二十六条第二項中「指定金融機関等、出納長又は出納員」を「知事が指定する指定金融機関等」に改める。

第二十七条第二項中「指定金融機関及び指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、「納入者から」及び「領収済通知書を知事又は廻長及び出納長又は出納員に送付し」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 出納取扱店（知事が定めるものを除く。次条において同じ。）は、前項の規定により歳入金の納付を受けたときは、領収済通知書を指定出納取扱店に送付しなければならない。

第二十七条第四項中「前項」を「第四項」に、「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「出納取扱店」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 出納取扱店（知事が定めるものに限る。）又は収納取扱店は、歳入金の納付を受けたときは、収納金納付書（様式第九号の二）及び収納金日报（様式第九号の二）に、収納した現金及び領収済通知書を接続した納

入通知書又は払込書を添えて、知事が指定する出納取扱店に納付しなければならない。

5 前項の規定による歳入金の納付は、県内で歳入金の納付を受けた場合にあつてはその領収の日の翌日（翌日に歳入金を納付することが困難であると知事が認めたときは、知事が定める日）までに、県外で歳入金の納付を受けた場合にあつては速やかにしなければならない。

第二十七条に次の二項を加える。

7 指定出納取扱店は、歳入金の納付を受けたとき、又は第三項の規定により領収済通知書の送付を受けたときは、領収済通知書を知事又は廻長及び出納長又は出納員に送付しなければならない。

第二十八条の見出しを「（指定出納取扱店への収入振替）」に改め、同条第一項を次のように改める。

出納取扱店は、歳入金の納付を受けたときは、振替納金領収済通知書（様式第十号）に、領収済通知書を接続した納入通知書又は払込書を添えて、指定出納取扱店に送付し、歳入金の収入振替をしなければならない。この場合において、出納取扱店は、当該納付を受けた歳入金を収入振替金として受け入れの整理をし、指定出納取扱店は、当該収入振替を受けた歳入金を収入振替金として払出しの整理をしなければならない。

第二十八条第二項中「指定金融機関等が」を「出納取扱店が」に、「当該他の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第三十一条第一項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第二項中「所属の指定金融機関又は指定代理金融機関」を「指定出納取扱店」に改め、同条第三項中「指定金融機関又は指定代理金融機

第三十三条第二項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第三十四条第一項中「指定金融機関等から」を削り、「当該指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は当該領収済通知書を送付した出納取扱店」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十八条第一項の規定は、出納取扱店及び指定出納取扱店間ににおける収入の所属の更正の手続について準用する。

第三十七条及び第三十八条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第三十九条第三項中「指定金融機関等及び」を「出納取扱店又は」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四十二条第一項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第四十三条第二項中「又は指定金融機関等」を「、指定出納取扱店又は資金の前渡を受ける職員」に改める。

第四十六条第一項中「退職手当」の下に「、賃金」を加え、「失業保険料」を「労働保険料」に改め、「共済組合」の下に「（共済会を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「組合に対し」を「共済組合に対し」として「に改め、同条第二項第一号中「失業保険料」を「労働保険料」に改め、「知事又は解雇を受取人とした」を削り、同項第二号中「出納長又は出納員を受取人とした」を削り、「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同項第四号中「及び掛金」を「及び共済組合の掛金」に、「組合に対し」を「共済組合に対し」に、「又は公立学校職員共済組合鳥取支部長又は都道府県議員共済会鳥取県代議員」に、「方法によ

るものとし」を「方法により払い込むものとし」に、「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に、「指定金融機関等に」を「指定出納取扱店に」に改める。

第四十八条第一項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店（知事が定めるものに限る。以下この節において同じ。）」に、「その指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改め、ただし書を削る。

第四十九条第一項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に、「その指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第五十条中「とし、所属の指定金融機関等を受取人」を削る。

第五十一条第一項中「及び前条」及び「（口座振替による支払の場合を除く。）」を削り、「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第五十二条第一項及び第三項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第五十四条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第五十六条第一項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店（知事が定めるものに限る。第五十八条第二項において同じ。）」に改める。

第五十七条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第五十八条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改め、同条第二項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は

出納取扱店（知事が定めるものに限る。）」に改める。

第五十九条の見出しを「（支払の取消し）」に改め、同条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第二項の規定により支払の取消しの請求を受けた出納取扱店は、その支払を取り消し、支払取消済通知書に添えた返納通知書により出納長に歳出金を返納しなければならない。

第七節 指定出納取扱店等の支払

第六十条の見出し及び同条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第六十一条の見出し中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店等」に改め、同条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第四項中「第一項」を「第一項又は第三項」に、「速やかに」に改め、同条第五項中「かかる」を「代える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 出納取扱店（知事が定めるものに限る。）は、第四十八条の規定により、小切手の交付を受けたときは、小切手領收証書を出納長に送付するとともに、歳出金支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。

第六十二条の見出し中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店等」に改め、同条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第一項中「指定金融機関等」を「出納取扱店」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし同条第一項の次に次の二項を加える。

に改め、同条第二項中「指定金融機関等」を「出納取扱店」に改め、同条第三項中「指定金融機関等は」を「出納取扱店は」に、「仕向指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第六十三条の見出し中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店等」に改め、同条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に、「歳出金銀行振込請求書を添え」を「第四十九条の規定により」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第六十四条の見出し及び同条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第二項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に、「所属の知事」を「知事」に改める。

第六十五条の見出し中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店等」に改め、同条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第六十六条の見出しを「（指定出納取扱店等の行う支払未済の証明）」に改め、同条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第六十七条の見出し中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店等」に改め、同条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第六十八条の見出し中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店等」に改め、同条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改める。

第六十九条第一項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改め、「翌月五日」の下に「（知事が定めるものにあつては、翌月七日）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし同条第一項の次に次の二項を加える。

2 出納取扱店（知事が定めるものに限る。）は、前項の規定による報告をするときは、支払期間経過未払金報告書に、当該未払金の額に相当する現金を添えなければならない。

第八十一条第一項及び第二項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第三項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第八十六条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「その所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、同条第二項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第九十四条第一項中「所属の指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第九十五条（見出しを含む。）並びに第九十七条第一項及び第三項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第一百三條第一項中「指定金融機関等」を「出納取扱店（知事が定めるもの）を除く。次条第一項において同じ。」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第一百四条の見出しを「（現金日計表の送付等）」に改め、同条第一項中「指定金融機関及び指定代理金融機関」を「出納取扱店」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 出納取扱店（知事が定めるものに限る。）は、知事が別に定めることにより、公金の支払状況を統轄店に報告しなければならない。

第一百六条 指定金融機関等の店舗の名称、位置、取扱事務等は、告示する。

第一百八条の見出し中「指定金融機関等」を「統轄店等」に改め、同条第一項中「指定金融機関等」の下に「（収納取扱店を除く。）」を加える。

第一百九条第二項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に、「受払」を「受け払い」に改める。

第一百四十条第一項第二号中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店又は出納取扱店」に改め、同条第二項第一号中「朱書による」を削り、同項第三号中「債権差押又は繰越の支払等」を「若しくは債権差押又は供託」に改め、同項第四号中「及び隔地払」を「隔地払、口座振替払、公金振替、戻入、支出取消し」に改め、同項に次の一号を加える。

五 明許繰越、事故繰越又は継続費に係るものについては、その表示

第一百五十五条（見出しを含む。）中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第一百五十六条中「前条の対照表の提出を受けた出納長又は出納員は、これを」を「出納長又は出納員は、前条の対照表の提出を受けたときは、これを」を「收入簿、支出簿及び現金出納簿又は」に、「理由を」を「理由を帳簿又は」に、「当該指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第一百五十七条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改める。

第一百五十九条中「指定金融機関等」を「統轄店又は指定出納取扱店」に改める。

第一百六十条第一項第七号中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め、「現金出納簿（様式第八十三号の二）」を削り、「振替貯金受払整理簿」を「郵便振替払込金受払整理簿」に改め、同項に次の一号を加える。

八 出納取扱店 回送金受払内訳簿、収入振替金内訳簿、支出振替金内訳簿及び支払未済繰越金整理簿

第一百六十九条中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に、「出納員」を「出納長又は出納員」に改める。

第一百七十二条第三項中「指定金融機関等」を「指定出納取扱店」に改め

る。

附 則

この規則は、昭和五十年六月一日から施行する。